

(個人用)

誓 約 書

私は、和歌山県金属くず業条例第4条に掲げる

- 1 第5条の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 2 第18条第2項又は第3項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 3 古物営業法第24条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から6月を経過しない者
- 4 刑法（明治40年法律第45号）第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者
- 5 住居の定まらない者
- 6 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 7 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 8 精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印